



みなさん、投票で自分の思いを伝えましょう 浜松市憲法を守る会 護憲平和アピール（第6回）

☆今日は衆議院選挙の投票日です。私たち「浜松市憲法を守る会」は、みなさんが棄権せず、必ず投票に行くことを強く呼びかけます。

☆なぜ投票が大切なのか。

憲法第15条は「公務員(*)の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と定め、私たちの選挙権を大切な権利として保障しています。

(*国会議員及び裁判官は公務員です)

☆総務省も、選挙の意義について、憲法の権利保障の観点などから6つのポイントを挙げて説明しています。選挙は、私たちの意思を社会に反映させるための重要な仕組みです。

☆いま世界では戦争や対立が続き、日本の社会も不安定な状況にあります。物価高など、私たちの生活にも不安が広がっています。こうした状況の中で、世界と日本を平和に導き私たちの暮らしをより良くするためには、私たちの声を代弁してくれる代表者が必要です。その代表者を選ぶのが「選挙」です。

☆11日は「建国記念の日」です。

私たちの思想・信条の自由が守られることも、憲法が保障する大切な権利です。その権利を守り、育てていく代表者を選ぶのも、選挙の大切な役割です。

☆「選挙で何も変わらない」と思わず、投票という行動で自分の願い・思いを表現しましょう。一票は小さく見えても、社会を動かす大きな力になります。

◆1964年から60年続いた護憲平和行進は、昨年8月の702回をひと区切りとし9月から毎月第2日曜13時浜松駅前スタンディングで平和のアップルを始めました。



護憲平和スタンディング第6回 2026年2月8日

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中央区紺屋町301-15

浜松市憲法を守る会ホームページ <http://gokenhamamatsu.g.dgdg.jp/> → **護憲浜松** で検索

日本国憲法 第二章 国民の権利及び義務

第15条

1. 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
2. すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
3. 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
4. すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。」